

民法（債権関係）部会資料75B 第2「契約の解釈」に関する意見書

法制審議会民法（債権関係）部会 2014年2月25日

部会幹事 山本敬三

民法（債権関係）部会資料75B（以下では「部会資料75B」という。）第2「契約の解釈」について、以下のとおり、意見を述べる。結論として、中間試案第29の1・2・3のいずれについても、そこで提案された方向で規定するべきであるとする。

1. 当事者の共通の理解がある場合の規律について

(1) 中間試案第29の1の趣旨

部会資料75B5頁以下では、契約の解釈に関する規程については、「できる限り当事者の意図に即した解釈をするか客観的な意味を重視した解釈をするかという基本的な考え方の対立がある」とされ、中間試案第29の1（当事者の共通の理解がある場合の規律）についても、後者の考え方から、「裁判実務における契約解釈は、契約書に用いられた文言等の客観的事情を出発点にして、通常人であればそれをどのように理解するかという客観的な意味を探究する作業として行われており、中間試案で示されている考え方は現在の裁判実務における一般的な契約解釈の手法と食い違っている」という批判があるとされている。

しかし、中間試案第29の1は、「契約の内容について当事者が共通の理解をしていたとき」は、契約は「その理解に従って解釈しなければならない」という提案である。これは、当事者の共通の理解に従って解釈しなければならないのは、「当事者が共通の理解をしていた」ことが確定できる場合であることを明らかにしたものである。

契約は、当事者が自らの法律関係を形成するためにおこなうものである以上、表示の客観的意味とは違って、当事者の理解が一致していれば、それを基準とすることが契約制度の趣旨に合致する。「客観的な意味を重視した解釈」をするという立場であっても、このこと自体は否定できないと考えられる。また、通常人の理解にしたがった客観的な意味と異なる意味で当事者が共通に理解していたことが確定できる場合にもなお客観的な意味で解釈することが、「現在の裁判実務における一般的な契約解釈の手法」であるとも考えられない。

比較法的にみると、「当事者の共通の意思に従って解釈しなければならない」という解釈準則は、文言に拘泥した解釈をしりぞけ、当該契約において当事者が実際に合意したことを基準とすることを含意するものである。これは、意思か表示かという対立軸よりも、むしろ形式的な理解と実質的な理解、外在的な理解と内在的な理解という対立軸でとらえられるものである。

中間試案第29の1の趣旨をこのように正確に理解するならば、それが契約制度の理念にかなうだけでなく、実務における「一般的な契約解釈の手法」とも整合的であるほか、当事者の理解は一致していたにもかかわらず、後になって当事者の一方が契約書に記された文言を手がかりとしてそれと異なる主張をすることを封ずる等、実践的な意味を持つことともわかれると考えられる。

(2) 虚偽表示の構成

部会資料75B6頁では、当事者の共通の意思によって契約を解釈するという考え方に對しては、虚偽表示との関係が従来の理解から変更されるという指摘があるとされている。

しかし、ここでは、①虚偽の外形的な行為も「意思表示」ないし「契約」とみてよいかどうかという問題と、②その「契約」の意味を当事者の共通の理解にしたがって解釈すべきかどうかという問題を区別する必要がある。

かりに①について、単に仮装の契約書が作成されただけの場合には、そもそも独立の「契約」が成立したといえないと考えるならば、②について当事者の共通の理解を基準にするか、客観的意味を基準にするかにかかわらず、「契約」の成立は否認されることになる。

それに対して、①について、仮装の契約書を作成するのは、権利名義を変更しようという積極的な意味を持つとして、これを独立の「契約」とみるならば、そのような外部的な合意とともに、内部的な合意がされたと考えることが可能である。この場合は、外部的な合意と内部的な合意のそれぞれの意味を確定する必要があり、②はそこで意味を持つことになる。たとえば、当事者が本当は100万円で目的物を売買するつもりだったのに、代金額を100万ドルとする仮装の契約書を作成した場合は、外部的合意は100万ドルで売買するという当事者の共通の理解にしたがって解釈され、内部的合意は100万円で売買するという当事者の理解にしたがって解釈されることになる。このように考えるならば、②について当事者の共通の理解にしたがって解釈すべきであるという立場を前提にしても、虚偽表示については、従来と同様に、抗弁として位置づけられることになる。

2. 当事者の共通の理解が明らかでない場合の規律について

中間試案第29の2は、「契約の内容について当事者の共通の理解が明らかでないときは、契約は、当事者が用いた文言その他の表現の通常の意味のほか、当該契約に関する一切の事情を考慮して、当該契約の当事者が合理的に考えれば理解したと認められる意味に従って解釈しなければならないものとする」ことを提案していた。これに対して、部会資料75B7頁では、「客観的な意味を重視した解釈をする」という立場から、「当事者の理解が食い違っているのであるから当事者を基準とすることはできず、当事者と同種の合理的な人を基準とすべきである」という批判があることが示されている。

しかし、「客観的な意味を重視した解釈をする」という伝統的な通説でも、表示の一般的・客観的な意味をそのまま解釈の基準とされてきたわけではなく、むしろ、当事者が表示手段を用いた際の事件の事情を考慮する必要があることが強調され、そのようなコンテキストの中で当該表示手段がどのような意味を持つかということが問題とされてきたことに注意を要する。

契約は、当事者が自らの法律関係を形成するためにおこなうものである以上、当事者がどのように理解し、また理解すべきだったかという基準によることが契約制度の趣旨に合致する。中間試案第29の2は、このような考え方にしたがって、契約をした当該当事者に視座をすえて、そのような当事者が合理的に考えるならばどのように理解したと認められるかという基準を採用するものにほかならない。

もちろん、通常の当事者であれば、表示手段を通常の意味で理解するため、そうした通常の意味は、「当該契約の当事者が合理的に考えれば理解したと認められる意味」を確定

する上で重要な手がかりになる。中間試案第29の2が「当事者が用いた文言その他の表現の通常の意味のほか」と定めているのは、まさにそのような考慮にもとづく。

ただ、常にそれにそのまましたがうのではなく、当該契約に関する一切の事情を考慮して、何が当該契約の当事者が合理的に考えれば理解したと認められる意味かを基準とすることを明らかにするところに、中間試案第29の2の趣旨がある。部会資料75B7頁では、中間試案の考え方は「要するに『契約の内容を合理的に解釈しなければならない』という内容の乏しい規律にとどまっており、実務的な有用性に乏しいとの評価もあり得るように思われる」と指摘している。しかし、表示手段の一般的・客観的な意味が常に基準になるのではなく、①コンテキストの中で当該表示手段がどのような意味を持つかが問題とされなければならない、かつ、その際、②当該契約を離れた抽象的な合理人ではなく、当該契約をした当事者が合理的に考えれば理解したと認められる意味が基準になることを確認することは、実践的にも大きな意味を持つと考えられる。

3. 補充的解釈について

中間試案第29の3については、部会資料75B7頁以下によると、「必ずしも実務的に受け入れられた準則でない」、「当事者の意思に基づかない内容を確定するものであり、当事者の意思を尊重しない解釈がされるおそれがある」等の批判があるほか、「当事者の共通の理解が明らかでない場合に関する規律の適用範囲と補充的解釈の適用範囲を明確に分けることができるかどうか」、「当事者が合意していない事項について、事後的に『当事者が検討の機会を与えられたら』という仮定的な合意内容を確定することが現実的に可能かどうか」などが問題になりうることが指摘されている。

(1) 解釈の手順と補充的解釈の位置づけ

中間試案第29の3によると、この補充的解釈が問題になるのは、「上記1及び2によって確定することができない事項が残る場合」である。したがって、上記1により、当事者の「共通の理解」を確定することができる場合、および、それが明らかでないけれども、「当事者が用いた文言その他の表現の通常の意味のほか、当該契約に関する一切の事情を考慮して、当該契約の当事者が合理的に考えれば理解したと認められる意味」を確定することができる場合には、それにしたがって解釈がおこなわれることになる。

これによると、実際には、次のような手順にしたがって解釈をおこなうことになると考えられる。

- | |
|---|
| <p>①当事者が用いた文言その他の表現の通常の意味の確定</p> <p>②当該契約に関する一切の事情を考慮して、当該契約の当事者が合理的に考えれば理解した認められる意味が①と異なるときには、それにしたがって解釈する</p> <p>③当事者の共通の理解が②と異なるときには、その共通の理解にしたがって解釈する</p> <p>④以上によって確定することができない事項が残る場合において、当事者がそのことを知っていれば合意したと認められる内容を確定することができる場合は、それにしたがって解釈する</p> |
|---|

これによると、①②③は、表示に相当するものがある場合において、その意味ないし「理解」を確定することができるときにおこなわれるのに対して、④の補充的解釈は、問題となる事項についてそうした意味ないし「理解」を確定することができないときにおこ

なわれるものとして位置づけることができる。

(2) 補充的解釈の内実

中間試案第29の3は、「当事者がそのことを知っていれば合意したと認められる内容を確定することができる」ときに、契約は「その内容に従って解釈しなければならない」という解釈基準を提示している。この「当事者がそのことを知っていれば合意したと認められる内容」は、「仮定的意思」と呼ばれることが多い。しかし、以上のように、補充的解釈は、「上記1及び2によって確定することができない事項が残る場合」に問題となるのであるから、ここでは当事者の「意思」は存在しないことが前提となる。上述したように、中間試案第29の3に対して、それは「当事者の意思に基づかない内容を確定するものであり、当事者の意思を尊重しない解釈がされるおそれがある」と批判されるのは、そのためである。

しかし、中間試案第29の3が示しているのは、存在しない意思を擬制するものではなく、「当事者がそのことを知っていれば合意したと認められる内容を確定することができる」ときは、契約は「その内容に従って解釈しなければならない」という解釈の指針を示したものとして理解する必要がある。

問題はもちろん、そのような指針が実際にどのような意味を持つかである。そこで特に重要な手がかりとなると考えられるのは、①両当事者がその契約をした具体的な目的や、②当事者が具体的に契約で定めている内容である。

たとえば、①両当事者がその契約をした具体的な目的を実現するために、当該事項についてどうすべきかということを確定することができるときには、それにしたがって契約が補充されることになる。この場合はまさに、そのような目的で契約をしたこの両当事者が、当該事項を定めていないことを知っていれば、そのように合意したはずであると考えることが可能である。

また、②当事者が具体的に契約で定めている内容に照らすと、当該事項についてもその内容を類推することができるときには、それにしたがって契約が補充されることになる。この場合はまさに、そのような内容を定めたこの両当事者が、当該事項を定めていないことを知っていれば、そのように合意したはずであると考えることが可能である。

このように理解するならば、補充的解釈は、契約に関する実務において通常おこなわれている作業に属することがわかるはずであり、提案に反対する理由もないことが明らかになるものと考えられる。

4. 契約に関する規定を設けることについて

部会資料75B5頁では、そもそも「契約の解釈に関する規定を設けるかどうか」という点も問題になることが示されている。

まず、前提として、契約の解釈は、事実認定の問題と異なることを確認する必要がある。以前の部会でも、契約の解釈について提案されていることは、事実認定の問題ではないかという疑問が示され、そのような問題について民法に規定する必要があるのかという問題提起がされた。しかし、法的な主張が認められるかどうかを判断するために事実を認定するときには、どのような事実を認定する必要がある、どのような事実は認定する必要があるかということを取捨選択する必要がある。契約の解釈に関する準則は、契約の解釈をお

こなうにあたって、どのような事実を認定する必要があるかという基準を示すものである。たとえば、契約の内容について当事者が共通の理解をしていたときは、その理解にしたがって解釈するという準則が採用されるならば、契約の内容について当事者が共通の理解をしていたことを基礎づける事実が認定されなければならないことになる。このように、契約解釈に関する準則は、事実認定を枠づけるという意味を持つ。

これに対しては、このような枠づけがされると、個々の事案に応じて柔軟に契約を解釈することができなくなり、硬直的な解決をもたらす恐れがあるという意見もある。しかし、契約の解釈は、個々の事案において「衡平」と考えられる結論を導くためにおこなわれるものではない。契約とは、当事者が自らの法律関係を形成するためにおこなうものである。そのような契約制度の趣旨からすると、契約をめぐる問題も、当事者が契約によって自ら形成したところにしたがって解決することが要請される。契約の解釈とは、まさに当事者が契約によって自ら形成したところを明らかにするためににおこなわれるべきものである。中間試案第29において示された提案は、このような契約制度の趣旨から導かれる基本的な解釈準則にほかならない。それは、個々の契約に即した解釈を要請するものであり、そうした枠づけがおこなわれることは、契約の解釈である以上、むしろ当然というべきだろう。

これに対して、部会資料75B8頁では、中間試案で示されている契約の解釈に関する規律は、「事実認定によって有無が判断される要件と効果を定めたものではなく、裁判官の評価的な判断について基準を設けるものとなっている」とし、「このような性質の規定は民法の中で一般的なものとは言えず、実体法である民法の中に設けることがふさわしいかどうかについて議論が分かれ得る」ことが指摘されている。

部会資料73B第3「法律行為」1「法律行為の意義」において、「法律行為は、法令の規定に従い、意思表示に基づいてその効力を生ずる」旨の規定を設けるかどうかを検討課題としてあげられている。このような規定を明文で定めることについては立場が分かるとしても、その内容についてはおおむね一致がみられているとみてよいだろう。契約の解釈に関する規律は、このような「法律行為は、法令の規定に従い、意思表示に基づいてその効力を生ずる」という基本原則を前提として、そのうち「意思表示に基づいてその効力を生ずる」と定められた部分を実際に確定するためのルールとして位置づけられる。これは、実体判断をおこなうために不可欠なルールであり、規定をおくのであれば、民法がふさわしい。実際、諸外国における立法例でも、契約解釈に関する準則が民法に定められていることからしても、「実体法である民法の中に設けることがふさわしいかどうか」という疑問には理由がないというべきである。

今回の改正では、現在のところ、債務不履行に関する規定をはじめ、さまざまな個所で、「契約の趣旨」を基準として定めることが提案されている。しかし、「契約の趣旨」をどのように確定するかという点について、大きく理解が分かれるようであれば、民法の適用は不安定にならざるをえない。このような考慮からも、契約の解釈について、少なくとも基本的な枠組みを定めておくことは不可欠であるというべきである。